

紀の川流域委員会の公開方法（案）（1）

準備会議	流域委員会
<ol style="list-style-type: none"> 1 会議は、原則として全面公開とする。 2 会議の傍聴対象者は制限しない。 3 傍聴者数は施設規模に応じて決定する。当面は、第1回の会議規模である100名程度で実施し、今後の傍聴希望応募者数により会場規模は決定する。 4 会議の傍聴については、当日会場の先着順とし、事前申し込みは行わないが、今後、傍聴希望者が多数の場合は、事前申し込みについても検討する。 5 会議開催の案内は、記者クラブ及び和歌山工事事務所等のホームページで行うものとする。 6 委員の選定については、非公開とするが判断基準については公開する。 7 会議資料の公開は原則公開、議事録は個人名等のプライバシーに関する部分以外の部分については、全て公開するものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 紀の川流域委員会（以下「委員会」という。）は、個人名等のプライバシーに関する部分を除き、公開するものとする。 2 委員会の傍聴は制限しないものとする。 ただし、会場設営の関係上、当初の段階では、総人数を100名程度とする。傍聴希望者が多数の場合はその人数に応じて以後の委員会の会場を決定するなど可能な限り配慮するものとする。 3 会議の傍聴については、当日会場の先着順とし、事前申し込みは行わないが、今後、傍聴希望者が多数の場合は、事前申し込みについても検討する。 4 委員会開催の案内は、和歌山工事事務所等（近畿地方整備局及び流域内の出先機関）のホームページや記者クラブを通じて行うものとする。 5 委員会資料および議事録は個人名等のプライバシーに関する部分を除き、公開するものとする。

紀の川流域委員会の公開方法（案）（2）

準備会議	流域委員会
<p>8 会議資料・会議議事録等については、和歌山工事事務所等のホームページに掲載する。また、ニュースレターについては、費用負担にならない程度で会議骨子をとりまとめ和歌山工事事務所（出張所含む）・流域市町村に配布出来るように設置する。</p> <p>9 準備会議終了後に記者会見を行うものとし一般傍聴者も傍聴できるものとする。</p>	<p>6 委員会資料・議事録については、和歌山工事事務所等のホームページに掲載するものとする。また、会議内容を取りまとめたニュースレターを和歌山工事事務所等、和歌山県庁、奈良県庁ならびに流域市町村で配布出来るように設置するものとする。</p> <p>7 委員会終了後には記者会見を行うものとし、一般傍聴者も傍聴できるものとする。</p>